

【1996年2月】三共済の厚生年金への統合について（骨子）

年金審議会

三共済の厚生年金への統合について（骨子）

1. 被用者年金制度の再編成の第一段階として、旧公共企業体共済（JR 共済、JT 共済、NTT 共済）を、厚生年金に統合する。

旧三共済の年金を既に受給している者については、必要な配慮を行う。

2. 統合後の給付のうち、統合前の期間に係る部分については、以下のとおりとする。

(1) JR・JT・NTT 共済が独立制度として運営していた期間に給付が確定した部分（積立対応部分）については、必要な額の積立金を移管（20年の年賦払いとし、利子を付して移管。）

移管すべき積立金の額	JR 共済	1兆2,100億円
	JT 共済	1,100億円
	NTT 共済	1兆1,900億円

(2) 物価スライド・再評価といった世代間扶養で賄われている部分（世代間扶養部分）については、旧JR、JT加入者の保険料の一部を充当するほか、被用者年金全制度が、負担能力や成熟度を勘案して公平に支え合う。

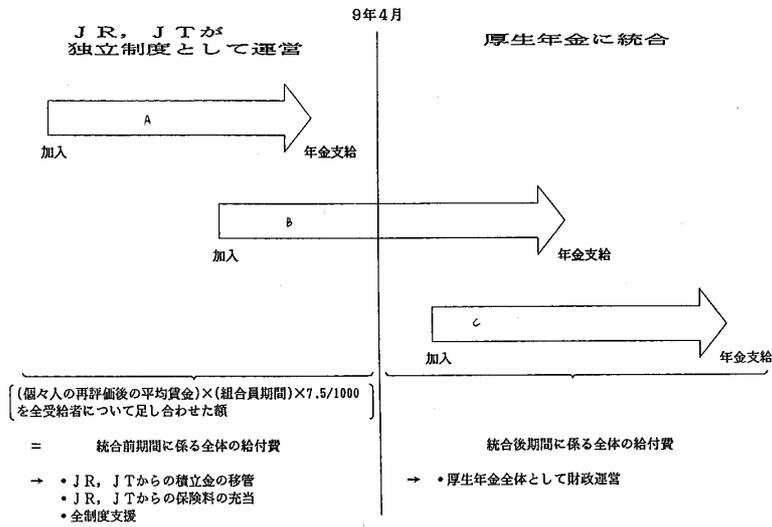
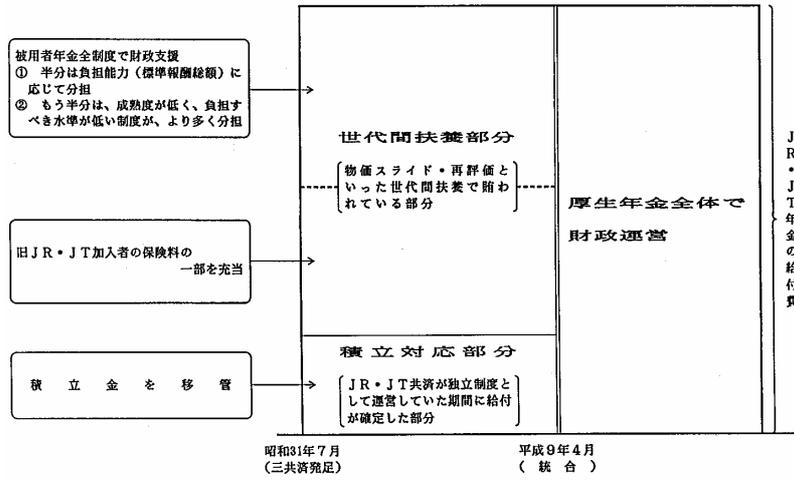
当面5年間の各制度支援額（年額）

厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林共済	合計額
1,272億円	25億円	237億円	53億円	8億円	1,600億円

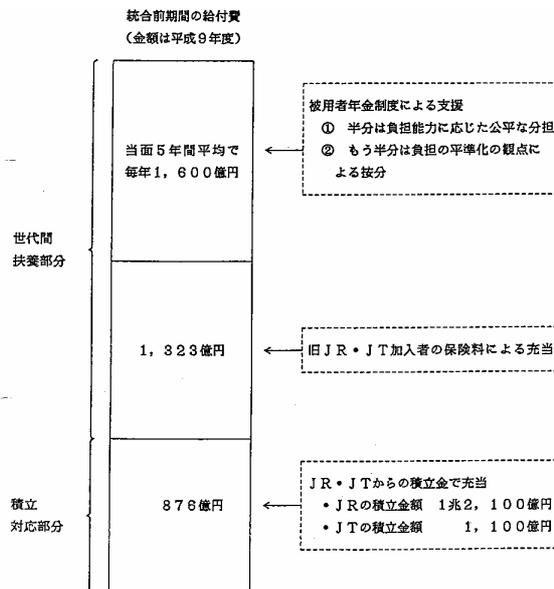
3. 実施時期

平成9年4月より実施。

統合後の旧 JR・JT 年金の財源構造



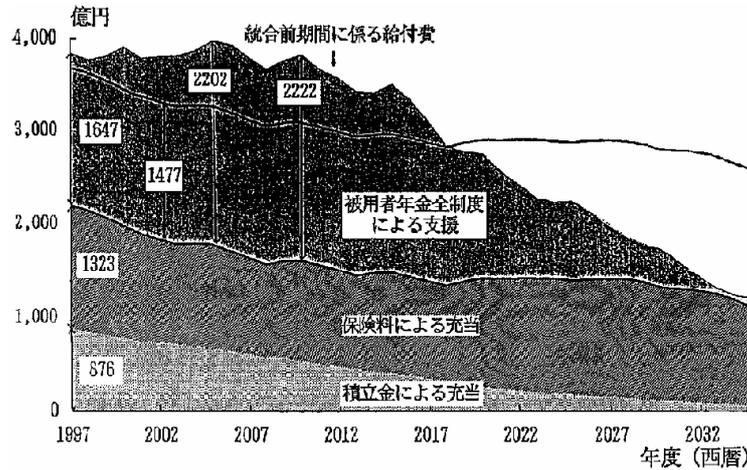
再編成後の財源構造



(注) 1. JR・JTに係る財源構造である

2. NTTの場合は、積立金の移管及び保険料による充当で給料が賄えるため、被用者年金全制度による支援措置は必要としない。

JR・JTの統合前期間に係る給付費の財源構造(平成9年度価格)



支援額の按分方法

